

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年（2021年）8月30日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

ふるさと納税支援委託業務

### (2) 業務の目的

寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の調達・発送等ふるさと納税受領業務を一体的に委託することにより、業務を効率化し、寄附者の利便向上、セキュリティ体制の構築、寄附者への効果的なPR等を可能とし、道の取組に共感・応援する寄附の裾野拡大、本道の魅力発信と道産品の販路拡大等を通じて地域活性化を図る体制を整備する。

### (3) 業務の内容

別添「「ふるさと納税支援委託業務」企画提案指示書」（以下「企画提案指示書」という。）のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和4年（2022年）4月30日（土）まで

（ア）委託業務への移行準備に係る期間を含む。

なお、移行準備の完了は11月末日を目途とする。

（イ）移行準備に係る委託料は発生しない。

（ウ）令和4年（2022年）3月31日までに寄附金の入金（寄附者決済）の完了が確認されたものについて、委託期間内に返礼品及び受領証明書の発送までの業務を実施すること。

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 手続等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者には、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

#### (1) 担当部局（提出・問い合わせ先）

北海道総合政策部官民連携推進室

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-206-6449（直通）

Mail sogo.kanmin@pref.hokkaido.lg.jp（担当：七戸）

#### (2) 業務説明会

開催日時 令和3年（2021年）9月2日（木）10:00～11:00

開催方法 zoom ミーティング

参加申込 参加を希望される場合は、上記メールアドレスへ、参加希望の旨をご連絡ください。

#### (3) 参加表明書

提出期限 令和3年（2021年）9月6日（月）午後5時（必着）

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

#### (4) 企画提案書

提出期限 令和3年（2021年）9月13日（月）午後5時（必着）

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

### 4 参加資格の審査及び企画提案書の提出

公募型プロポーザル方式への参加資格の審査を行い、これを満たす者に対して、企画提案書の提出を要請する。

### 5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査し、最良の提案を

した者（以下「特定者」という。）を選定する。

## 6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 7 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

### (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用

企画提案者の負担とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 公募型プロポーザル審査会に関する説明

提出された企画提案書の内容について公募型プロポーザル審査会を実施する。

ヒアリングの日時、場所は別途通知する。但し、企画提案書の提出件数が5件を超える場合は、書類選考を行う。

### (5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

### (6) 審査結果及び特定者名

公表する。

### (7) その他留意事項

ア 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有さない者の提出した提案は、無効とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は、無効とする。

ウ 詳細は、別添のプロポーザル説明書類による。

エ 企画提案指示書及びプロポーザル説明書類は、総合政策部官民連携推進室に備え置くほか、総合政策部官民連携推進室のホームページにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/krs/74747.html>